

一般財団法人気象業務支援センターにおける公的研究費の不正防止計画

平成 29 年 5 月制定

一般財団法人気象業務支援センター（以下「センター」という。）は、平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正）」を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定し取り組みます。

不正防止計画

1 ルールの明確化・統一化

規程等を整備し、公的研究費に係る取扱い及び研究活動における注意事項を周知する。

2 コンプライアンスの意識の向上

コンプライアンス講習会等を通して法令遵守の意識向上を図る。講習会に職員を受講させ、受講状況を管理監督する。

3 計画的な経費の執行

研究員及び事務職員は、研究計画と執行状況を把握し、連携を密にして計画的な執行を行う。

4 発注及び検収体制の整備

発注者及び検収担当者は、連携を密にし、検収担当者が検収を行う。

5 適正な運営・管理のための方策

公的研究費の採択者等から、研究費を適正に使用する旨の誓約書の提出を求め、不正を行った場合は、就業規則に基づき、処分を受けることを伝える。また、主な取引業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。

6 換金性の高い物品についての適切な管理

会計処理規程に基づき、適正に管理する。また、内部監査において、実地監査の対象とする。

7 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の具体的な要因を把握するため、監査結果の活用、職員からの情報提供等に基づき、防止策を検討し、不正防止計画に追加する。

8 通報窓口

公的研究費の不正への取組に関する当センターの方針等を公表する。また、通報窓口をホームページ上に掲載する。

9 モニタリングの在り方

不正防止計画の実施状況確認を行い、最高管理責任者に実施状況の報告を行う。公的研究費の適正な執行及び不正使用の防止を確保するため、内部監査を行う。